

## 一般廃棄物（ごみ）処理手数料の考え方

### 1 料金改定の目的

ごみ処理経費の上昇に伴い、受益者負担の観点から直接搬入されるごみ処理手数料を見直す。

### 2 料金改定の基本的な考え方

- ①ごみ処理手数料は、ごみ処理経費から割り出した額を基に近隣市とのバランス等を加味し、互いに廃棄物の流出入が発生しないよう改定する。
- ②事業系ごみの減量を目指すため、ごみ処理手数料の見直しは事業系ごみを主眼とする。家庭系ごみは、これまでどおりごみ集積所回収が基本であるため、直接搬入は事業系ごみと同じ手数料を徴収する。
- ③受益者負担の観点から、無料区分（現在は 5kg 未満が無料）を廃止する。
- ④剪定枝については、資源化を推進する観点から、森のまちエコセンターに市民が直接搬入する分（家庭系）については無料とする。
- ⑤今後は一般廃棄物処理基本計画の見直しに合わせて、概ね 5 年ごとにごみ処理手数料の見直しについて検討する。

### 3 手数料の変遷

昭和 62 年 4 月 事業系可燃ごみ 10 円/kg、事業系不燃ごみ 15 円/kg

平成 16 年 4 月 事業系ごみ 15 円/kg+税、家庭系ごみ 15 円/kg+税

平成 21 年 4 月 事業系ごみ 150 円/10kg+税、家庭系ごみ 150 円/10kg+税（各 5kg 未満無料）

平成 22 年 4 月 事業系ごみ（剪定枝）100 円/10kg+税（5kg 未満無料）

### 4 近隣市の状況

	家庭系の搬入 手数料（税別）	事業系の搬入 手数料（税別）	剪定枝等の搬入 手数料（税別）	無料区分	根拠
松 戸 市	16 円/kg ※20kg 未満は 一律 320 円	16 円/kg ※20kg 未満は 一律 320 円	他の一般廃棄 物と同じ	無	平成 8 年にごみ処理コストの 6 割 を目安とし、その後、それに向け て段階的に改定した
野 田 市	135 円/10kg	270 円/10kg	家庭系：無料 事業系： 270 円/10kg	無	平成 27 年に受益者負担割合を事 業系はごみ処理経費の 100%、家 庭系は 50%に改定した
柏 市	180 円/10kg	180 円/10kg	他の一般廃棄 物と同じ	無	平成 13 年に受益者負担 100%を 基本とし、さらに近隣市との均衡 を考慮した
流 山 市	改 正 前  150 円/10kg	150 円/10kg	家庭系：無料 事業系： 100 円/10kg	有 5kg 未 満 切捨	近隣市とのバランスを考え、さら に経済情勢等を加味し、10 kg まで ごとに 150 円+税とした
	改 正 後  273 円/10kg	273 円/10kg	家庭系：無料 事業系： 273 円/10kg	無	ごみ処理経費の上昇に伴い、受益 者負担の観点から直接搬入される ごみ処理手数料を見直す予定

#### 5 ごみ処理直接経費（直接経費に係る処理原価）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ごみ処理直接経費（人件費除く）…A	1,340,799,396 円	1,251,519,662 円	1,410,377,372 円
ごみ処理技能職人件費…B	180,519,615 円	180,281,773 円	183,049,664 円
ごみ処理直接経費計…A+B	1,521,319,011 円	1,431,801,435 円	1,593,427,036 円
ごみ処理量…C	47,256,140kg	46,317,650kg	48,619,970kg
ごみ処理単価…(A+B)×10/C	322 円/10kg	309 円/10kg	328 円/10kg
平均単価	320 円/10 kg ≒ 297 円/10kg + 税		

#### 6 ごみ処理原価と改定額（案）

事業系ごみは、自らの責任において処理をすることが義務付けられており、「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成25年4月、環境省）」では、原価相当の手数料を求めることが望ましいとされているが、本市の事業系一般廃棄物等の現行処理手数料は150円/10kg+税であり、上記の平均単価（297円/10kg+税）の約50%相当となり、現行手数料とごみ処理原価に隔たりが生じている。

よって、将来的には処理原価等に合わせた手数料を目指すこととするが、当面は事業者の負担および近隣自治体とのバランスを加味して273円/10kg+税とする。

また、森のまちエコセンターへの剪定枝の直接搬入は、資源化を推進する観点から家庭系は無料とする。事業系については、現行手数料が近隣市よりも安価であることを踏まえ、流入防止の観点から273円/10kg+税とする。

さらに、一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しに合わせ、産業廃棄物処理費用も同様に見直す。

なお、5kg未満の無料区分は廃止する。

見直し後の手数料等は次ページのとおり。

**【参考 1】流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 別表 1 及び別表 2 の改正イメージ**

※条例の別表 1 及び別表 2 では税込表示となるため、税抜金額は（ ）内に表示した。なお、改正後は税率 10%を想定した。

※改正後は、事業系一般廃棄物（剪定枝を除く）と 事業系一般廃棄物（剪定枝） の手数料が同一になることから、改正前は 2 行に分けて表示していたものを、改正後は 1 行に統一した。

別表 1（第 27 条関係） 抜粋

一般廃棄物処理手数料 【改正前】

種類	区分		手数料
家庭廃棄物	自ら市長の指定する場所へ搬入するとき（資源化できる剪定枝を搬入するときを除く。）	10 キログラムまでごと	165 円 (150 円+税)
	資源化できる剪定枝を自ら市長の指定する場所へ搬入するとき		無料
その他の一般廃棄物	事業系一般廃棄物（資源化できる剪定枝を除く。）を自ら市長の指定する場所へ搬入するとき	10 キログラムまでごと	165 円 (150 円+税)
	事業系一般廃棄物のうち資源化できる剪定枝を自ら市長の指定する場所へ搬入するとき	10 キログラムまでごと	110 円 (100 円+税)
	事業系一般廃棄物を第 30 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市長の指定する場所へ搬入するとき	10 キログラムまでごと	165 円 (150 円+税)



一般廃棄物処理手数料 【改正後】

種類	区分		手数料
家庭廃棄物	市の収集・運搬によらないで市長の指定する場所へ搬入するとき（剪定枝、雑草、落葉及び竹木（以下「剪定枝等」という。）を自ら市長の指定する場所へ搬入するときを除く。）	10 キログラムまでごと	300 円 (273 円+税)
	剪定枝等を自ら市長の指定する場所へ搬入するとき		無料
その他の一般廃棄物	事業系一般廃棄物を自ら市長の指定する場所へ搬入するとき	10 キログラムまでごと	300 円 (273 円+税)
	事業系一般廃棄物を第 30 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市長の指定する場所へ搬入するとき	10 キログラムまでごと	300 円 (273 円+税)

（下線部を追加する。）

3 重量に 5 キログラム未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた後の重量により手数料を算定する。ただし、総重量が 10 キログラム未満の場合は、10 キログラムとして手数料を算定する。

別表 2 (第 29 条関係)

産業廃棄物処理費用 【改正前】

区分		費用
第 28 条第 2 項の規定により市長が指定した産業廃棄物を市長の指定する場所へ搬入するとき	10 キログラムまでごと	110 円 (100 円+税)



産業廃棄物処理費用 【改正後】

区分		費用
第 28 条第 2 項の規定により市長が指定した産業廃棄物を市長の指定する場所へ搬入するとき	10 キログラムまでごと	<b>300 円 (273 円+税)</b>

(下線部を追加する。)

重量に 5 キログラム未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた後の重量により手数料を算定する。ただし、総重量が 10 キログラム未満の場合は、10 キログラムとして手数料を算定する。

【参考 2】重量別一般廃棄物処理徴収費用の一覧

単位重量	正味重量	徴収費用 (税込 <sup>※1</sup> )		
		改正後	改正前	
			クリーンセンター	森のまち エコセンター <sup>※2</sup>
70kg	65kg 以上～75kg 未満	<b>2,100 円 (1,911 円+税)</b>	1,150 円 (1,050 円+税)	770 円 (700 円+税)
60kg	55kg 以上～65kg 未満	<b>1,800 円 (1,638 円+税)</b>	990 円 (900 円+税)	660 円 (600 円+税)
50kg	45kg 以上～55kg 未満	<b>1,500 円 (1,365 円+税)</b>	820 円 (750 円+税)	550 円 (500 円+税)
40kg	35kg 以上～45kg 未満	<b>1,200 円 (1,092 円+税)</b>	660 円 (600 円+税)	440 円 (400 円+税)
30kg	25kg 以上～35kg 未満	<b>900 円 (819 円+税)</b>	490 円 (450 円+税)	330 円 (300 円+税)
20kg	15kg 以上～25kg 未満	<b>600 円 (546 円+税)</b>	330 円 (300 円+税)	220 円 (200 円+税)
10kg	5kg 以上～15kg 未満	<b>300 円 (273 円+税)</b>	160 円 (150 円+税)	110 円 (100 円+税)
0kg	5kg 未満	<b>300 円 (273 円+税)</b>	0 円	0 円

※1 徴収費用は条例第 27 条第 1 項の規定により、10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額となる。税抜金額は ( ) 内に表示した。なお、改正前後とも税率は 10%を想定した。

※2 森のまちエコセンターに搬入される剪定枝等のうち家庭廃棄物は改正前後とも無料